

# 古文書倶楽部

【発行】

秋田県公文書館

2018.3

第82号

## 戦国武将の「それから」…三浦氏

### 郷土として名を残した氏族

戦国期の秋田県域には秋田（安東）・浅利・小野寺などといった、いわゆる大名と称される氏族の他、由利衆（由利十二頭など）など様々な勢力があった事が知られています。その中で今回は、現在の南秋田郡から山本郡にかけて勢力を持った三浦氏について、秋田藩に提出された系図史料を参照しながら考えてみたいと思います。

相模国三浦半島を本貫地とする三浦氏は桓武平氏の流れをくむ大豪族で、板東八平氏の一つにも数えられる名門です。源頼朝の挙兵に早くから参じ、鎌倉幕府草創期からの有力御家人として知られています。

秋田県域とのつながりは「三浦家系」（宝暦四年、A二八八・二一〇五一八）によれば、甲斐国山梨郡を領していた三浦盛實という人物が、仕えていた鎌倉公方足利持氏が嘉吉元（一四四一）年に討死した際に出羽国に下り、秋田郡土崎城主であった安東親繁の家臣となったことからとされています。実は足利持氏が死去したとされるのは永享の乱が終息した永享十一（一四三九）年なのですが、系図は後世に様々な史料や伝承などをまとめて編集される史料なので、時には誤った記述がなされることもあり、ただし誤りが一部あるからといってその史料全体を否定するのではなく、なぜそのような内容になったのか考える事も歴史学の一部だ

春が待ち遠しい三月、当館の頒布書籍、「岡本元朝日記」第四巻が下旬に刊行します。定価四千元、お求めは秋田活版印刷まで。（〇一八八八八八—三五〇〇）

とされています。

さて秋田に下った盛實の孫にあたる繁貞は浦城（現・八郎潟町）の城代となり、三百町を領し、繁貞の子の繁永も湊安東氏に仕え、岩城城主新城氏から妻を迎えています。繁永の子、盛永の時、湊合戦で湊安東氏の側に立って戦いましたが敗れ、浦城も落城して、永禄八（一五六五）年盛永は討死しました。盛永の後を継いだ盛季は桧山に落ち延びた後に酒田に移り、十六歳で元服した後に秋田実季に仕え、押切城（現・八郎潟町）に住しました。しかし旧臣の小和田甲斐守の讒言により天正十一（一五八三）年に誅されたとあります。盛季の弟にあたる繁貞は新城氏に養育され、天正六年に新城氏が没落した後は、子孫は黒川村（現・秋田市）に住居し、その後は代々同地に住したようです。

「平姓三浦氏系図」（嘉永元年、A二八八・二一〇五一九—）では、秋田に移ってきた人物が秀憲となっているなど人名や内容について記述が異なる部分がありますが、盛永・盛季に関する記述はほぼ共通します。ただし盛季の死後については少々追記があります。

**小和田父子、五郎力怨靈ノ為ニ殺サル、城介二七懺怨の靈甚ク、依テ一日市村二若宮権現ト祭ル**

三浦氏に代わって押切城主となった小和田氏が五郎（盛季）の怨霊によって死に至り、秋田実季にも「懺怨の靈」（「懺」は誓の異体字）が甚だしく災いを及ぼしたので、一日市村に若宮権現を祀った、とあります。この若宮権現とは八郎潟町の一市神社に大正三（一九一四）年に合祀された若宮八幡神社のことであると考えられます（「神社明細帳異動報告」九三〇一〇

三一〇二四三七など）。怨霊による祟りが本当にあったかは定かではありませんが、旧領主を悼む地域の人々が盛季を祀ったのかもしれない。

「平姓三浦氏系図」では盛宗の子である宗高が小場氏に従って大坂冬の陣に参加、その三代あとの福政が三浦家伝来の青江次広作の太刀を小場氏に献上して五石を永代下賜され、新田開発の功によりさらに十五石を得ています。福政からさらに五代あとの盛典は天保五年に窮民救助の為に金子千両を上納して「永郷土」とされ、百石を与えられています。「郷土」とは江戸時代においては一般的に農村に住する武士のことをいいます。盛典は天保十三（一八四二）年には調銭として一万二千貫を上納し、近臣並に取り立てられています。

#### ◎三浦氏略系図

（「平姓三浦氏系図」を参照して作成）

（浦城主）（押切城主）（黒川村に住む）（大坂冬の陣に参戦）

盛永 — 盛季 — 盛宗 — 宗高

「清高—宗安—福政—忠頭—詮芳—盛典」

「喜典—盛典—盛則」

盛則は弘化二（一八四五）年に新田開発の功から二十七石二斗四升を加増されています。

「平姓三浦氏系図」は盛典の後を継いだ盛則が嘉永元（一八四八）年に秋田藩に提出したのですが、藩へ献上した金銭などから考えると、大きな経済力があつたことがわかります。これは中世以来の地域的な権威により、郷土として田地を拡大したことなどによるものと考えられます。郷土は城下に住んだ藩士などに比べて低い身分とされることもあるのですが、農業や在郷商人として活動するなどして、富裕な者も多かったのです。

【煙山英俊】

古文書「ぼればなし」

「北家御日記」から

## 御姫様のスピード離婚

今から二二〇年ほど前にあった、御姫様の離婚のお話です。

寛政八（一七九六）年七月二日、北家の当主義躬の娘お歌と、幼いころから婚約をしていた茂木三郎の婚礼が、嫁ぎ先の十二所で行われました。

角館でも同じ日にお祝を予定していましたが、あいにく表座敷前の塀工事で取込んでおり延期しました。それとは別に、婚礼が無事にとのつた祝儀として十二所へ肴を贈りました。

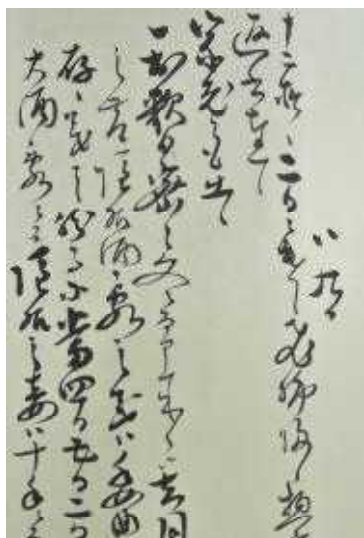
この日より前の四月二十九日に結納を済ませたお歌は、六月三日、家族に見送られ十二所へ出発しております。

七月九日、祝儀の肴を届けた飛脚が返書を持ち帰りましたが、その中にお歌からの内密の手紙もありました。それには、「先月二一日、三ツ目の祝いがあり、御隠居の若狭殿が酒乱であることが分りました。そして今月四日、五日の二夜に大酒した隠居が、十手で妾を打ち怪我をさせてしまい、私は屋敷裏の山へ八ツ頃から暮頃まで逃げておりました。このようなことではもう一日もここに居ることはできません。どうか私を取り戻してください。」と書かれていました。

しかしこれは表向きにはできないことであり、義躬は、奥（妻、お歌の母）の病があまり良くないことを理由にお歌と逢わせることにし、息子の又四郎や家老の同意を得て、お歌へ

迎えを出すことにしました。このことは奥の容態書を添えてすぐに十二所へ伝え、さらに息子の八郎や、娘のお周へも知らせます。

七月一日、お歌は角館に帰って来ました。ここから離縁の交渉が始まります。七月二日、義躬と相談をした又四郎と八郎は、家来に次のように言い聞かせて、十二所へ遣わしました。「婚礼も滞りなく済んだところ突然にお歌から、自分はとて不届届きの性格で、三郎殿や若狭殿にお仕えすることが出来ない。どうか自分を角館へ取り戻してくれるように、と二度も手紙が来た。このことについては、お歌に意見を加えようと考えていたが、病気の母と対面のためにお歌が帰って来たので、お二人にお仕えできない理由をくわしく聞いた。お歌はとにかく自分是不届届き、と言うばかり。このような状況にあるので、誠に不本意ではあるが離縁になるように頼みたい。」



最後の行に大酒乱の文字が見えます。

「北家御日記」寛政八年七月 部分

（AK二二二〇一―五三八）

家来にはもう一つ伝えた事があります。

「先月二一日の三ツ目の祝いの時、三郎殿からお歌への雑言があったようです。これを非常に恐ろしく感じたお歌は、人を通してお暇をいただきたいと言いました。しかし三郎殿の答は、この度は酒の上の事であり、これからも禁酒はできないが飲み過ぎないようにする。もしまた同じようなことがあれば、角館へ帰っても良いとのことであった。ところが今月の四日、五日には、見過ごすことのできない酔狂があり、さらには三郎殿は、お歌は気位が高くこちらにはふさわしくない、とたびたび言っているようです。それならば尚のことですから、是非とも離縁をしてもらおうように交渉してもらいたい。十二所の御家来ともよく相談をして、今後のお付き合いにも障りのないよう十分斟酌して扱うように。」

家来はこのことを考えながら、離縁の話合いをしたのでしよう。十二所とのやり取りが数カ月続けられた後、一〇月一日に十二所の使者がお歌離縁の書付を持参し、離縁が決まりました。

お歌二〇歳、東の間の結婚生活でした。

翌寛政九年八月、お歌は真壁家に嫁ぎます。

夫の茂幹は、後に御相手番を勤めました。

離縁の十年後、文化三年八月の日記に「十二所之儀は妹不縁以来文通も不仕候故」とあります。

【藤田誠治】

\*三ツ目の祝い

婚礼または誕生から三日目に当たる日に行う祝い事。